

平成31年3月13日

平成31年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

平成31年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 最低制限価格の算定率を引き上げます

平成31年4月から、最低制限価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事に係る最低制限価格の算定率を以下のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」に記載します。(ただし、平成31年3月以前の公告分及び指名競争入札通知分を除きます。)

最低制限価格の算定率	
直接工事費の	95%
共通仮設費の	90%
現場管理費の	90%
一般管理費の	55%
合計額	

2 低入札価格調査制度(予定価格が1億5千万円以上の工事等に適用)の算定率を引き上げます

平成31年4月から、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算定率を引き上げます。土木関連工事及び建築・設備関連工事の算定率を次のとおり記載します。その他、土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市低入札価格調査実施要綱」に記載します。(ただし、平成31年3月以前の公告分及び指名競争入札通知分を除きます。)

低入札価格調査基準価格の算定率		
直接工事費の	95%	} 合計額
共通仮設費の	90%	
現場管理費の	<u>90%</u>	
一般管理費の	<u>55%</u>	

失格基準価格の算定率		
直接工事費の	82%	} 合計額
共通仮設費の	75%	
現場管理費の	<u>75%</u>	
一般管理費の	<u>45%</u>	

3 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う契約方法について

消費税及び地方消費税の税率改正により、平成31年10月1日から税率が10%に引き上げられることに伴い、平成31年4月以降の契約については下記のとおりとしますのでご注意ください。

(1) 消費税法上、10%の税率が適用されるもの。

- ・ 当初から税率10%で契約を締結しますので、10%での積算をお願いします。
- ・ 単価契約等で、平成31年9月30日までに部分引き渡しがあるものについては、平成31年9月までは税率8%、平成31年10月からは税率10%を併記します。

(2) 消費税法上、8%の税率が適用されるもの。

- ・ 契約期間が平成31年9月30日までのものについては、税率8%で契約を締結します。
- ・ 税率8%で契約を締結し、やむ終えない事情により契約期間を平成31年10月1日以降に延期する場合は、税率10%の変更契約を締結します。ただし、受注者の責による履行遅滞は除きますので、計画的な履行をお願いします。

その他のお知らせ

4 電子入札システム ソフトウェアのダウンロードについて

電子入札システムの利用に必要なソフトウェアであるJRE8については、平成31年1月31日をもって、開発元(オラクル社)の無償サポートが終了しました。

サポート終了後、電子入札システムが利用できなくなるものではありませんが、今後も安全に利用するには、最新のJRE8 Update191をダウンロード(無償)していただく必要があります。

ダウンロードは、JACICの下記ダウンロードページから行ってください。

URL: <http://www.cals.jacic.or.jp/core-dl/index.html>

※大阪地域市町村共同利用電子入札システムは、JRE8 Update191に対応しております。

5 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	2日(火)	5日(金)
	12日(金)	26日(金)
5月	10日(金)	24日(金)
6月	14日(金)	
7月	5日(金)	26日(金)

公 告 日		
8月	9日(金)	23日(金)
9月	6日(金)	20日(金)
10月	4日(金)	11日(金)
11月	1日(金)	22日(金)
1月	10日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナーでもお知らせします。

6 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

※前年度から変更はありません。

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、高槻市が発注した工事(水道部を含む)で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む)で、かつ、完成検査の完了していないものとします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

- (3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。
- (4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。
- (5) 平成31年度からの新規業者は、平成31年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

押さえておくべきポイント

- 手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。
- 第2希望の申込みは1件のみです。
- 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
- 水道部案件も対象となります。
- 共同企業体構成員も対象となります。
- 指名競争入札案件は対象となりません。